

宮内庁調達改善計画の進捗状況及び自己評価（平成24年度下半期）

(1) 公共サービス改革プログラムで提言されたもの

①共同調達

（進捗状況）

共同調達については、平成23年度は1件（事務用消耗品）であったが、平成24年度は、6件（事務用消耗品、コピー用紙、トイレトーパー、蛍光灯、書籍（国会議員要覧等）、防災用保存食）となった。平成25年度にはプリンター及びFAX用トナーを実施する方向で、内閣府等と調整済みである。

（自己評価）

下半期においては、防災用保存食1件が追加となり、平成24年度においては、件数で対前年度比5件増と大幅な増加とすることができた。

②カード決済の導入

（進捗状況・自己評価）

水道料金のカード決済について、導入に向けて既に導入済みの省庁やカード会社、当庁の建物が属する市区町村等に聞き取りを行ったところ、カード決済に対応していない箇所が複数あった。対応可能な箇所のみ導入も検討したが、一部のみカード決済を導入しても、残りの箇所は現金払とならざるを得ないため、事務の効率性を勘案し、導入を見送ることとした。今後、水道料金のカード決済について、会計事務職員の安全性、現金亡失のリスクの回避、事務の効率化の観点から、一括して導入できるよう、引き続き市区町村に照会する。

③旅費の効率化

（進捗状況）

平成19年度よりパック商品等の利用促進を実施しており、引き続きパック商品等の利用による旅費の事務効率化を実施している。平成22年度より、パック商品の利用拡大、チケット手配等のアウトソーシングを導入している。

（自己評価）

宿泊を伴う出張については、原則パック商品を利用しており、パック商品が利用できない場合には、新幹線回数券など各種割引料金を積極的に活用するなど旅費の事務効率化及び節約にも努めている。

(2) 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し

① 定期刊行物、新聞及び雑誌等の必要部数の見直し

（進捗状況）

平成24年5月に必要部数の見直しを実施し、下半期においても、引き続き必要部数について精査した。

（自己評価）

上半期において、平成24年度中の必要部数の見直しを図ったところ、大部分が年度当初の年間契約であったため、下半期について削減には至らなかったが、平成24年度の調達費用は、前年度と比べ13%を削減することができた。

(3) 随意契約の見直し

宮内庁においては、皇室関係の国家事務等を行うという特殊性から随意契約とならざるを得ないものが多数存在しているものの、これまでも「公共調達の適正化」の観点から、随意契約の見直しを行い、やむを得ない場合を除き、競争入札、企画競争、公募等の競争性のある契約方式への移行を進めてきたところである。その結果、随意契約の見直しは次のとおりであった。

① これまでの「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計2017号）」等に基づく取組については、引き続き不断の努力が必要であることから、競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理しているものについても、更に改善できる案件が残されていないか十分に精査する。

（進捗状況・自己評価）

随意契約の見直しについては、「随意契約の見直し、一者応札の改善の推進について（宮内主発第129号平成24年9月27日皇室経済主管決裁）」を発出しており、各部局において、競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理しているものについて、更に改善できる案件が残されていないか精査しているところである。

② 契約の性質又は目的が競争を許さない場合等において、新たに随意契約によらざるを得ない合理的な理由等を審査し、公正な随意契約を締結する。

（進捗状況）

平成24年度下半期において、4件の審査を行った。

（自己評価）

随意契約によらざるを得ない合理的な理由等を審査し、公正な随意契約を締結することができた。

③ 随意契約に係る情報の公表についても、引き続き公表する。

（進捗状況）

「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計2017号）」に基づき、毎月、「随意契約に係る情報の公表（公共工事・物品役務等）」について、宮内庁ホームページに掲載している。

（自己評価）

随意契約に係る情報について、適切に公表することができた。

（4）一者応札の改善

（進捗状況）

一者応札の改善については、「随意契約の見直し、一者応札の改善の推進について（宮内主発第129号平成24年9月27日皇室経済主管決裁）」に基づき、改善に取り組んできており、具体的には以下の改善策を実施している。

① 発注情報の提供

平成24年度下半期分の物品・役務等に関する発注予定について、10月1日現在の情報をホームページに掲載したことにより、発注に関する情報提供を促進することができた。

② 公告期間の延長

公告期間は土日も含めて10日間としていたが、最低でも開庁日10日間とし、より多くの事業者に周知するよう努めた結果、平成24年度下半期の平均は11日間とすることができた。

③ 条件等の精査

入札参加条件、発注単位、準備期間等、入札参加希望者が「参加しにくい」状況になっていないかを重点的に、業者へのアンケート内容も参考に、引き続き見直しを行っている。

④ 情報の収集

平成24年度下半期において、応札意思のある者が複数あったにも関わらず、事前辞退したことにより1者応札となった案件が2件あった。これらについて、事前辞退した業者へアンケートを実施したところ、「一般競争参加意思確認通知書を提出後、宮内庁からの確認通知があった日から入札日までの期間が短く入札金額を積算する時間がとれなかった」、「仕様書で指定する技術者の確保が困難である」との意見があった。今後は、これらのアンケート内容を踏まえ、入札参加条件等の見直しを行っていく。

（自己評価）

「発注情報の提供」、「公告期間の延長」、「条件等の精査」、「情報の収集」について、それぞれ具体的に運用することができたことにより、前年度同期7件であったところ、平成24年度下半期では4件となり、3件の削減とすることができた。